

保健第 147 号  
令和 2 年 7 月 20 日

県立学校長  
市町村（組合）教育委員会教育長 殿  
（岡山市を除く。）

岡山県教育庁保健体育課長  
（公印省略）

各学校における布製マスク 1 人 2 枚の 4 月以降の  
受領について（最終確認依頼）

新型コロナウイルス感染症対策については、御尽力いただき、感謝申し上げます。

このことについて、文部科学省から別添写しのとおり事務連絡がありました。つきましては、4 月以降からの各学校単位での総合計枚数として「全児童生徒と教職員（学校基本調査における本務者として計上されている教職員）に対し各人合計で 2 枚」分の使用可能マスクの枚数が各学校に到着済みかどうかと予備等のマスクの希望について最終確認をしますので、御協力をお願いします。

なお、市町村（組合）教育委員会におかれましては、貴管内の学校の調査をよろしく申し上げます。

## 記

### 1 回答内容

別添エクセルファイル（シート「マスクの未着学校分」「予備配付希望分」）

### 2 回答方法

別添エクセルファイルに記入の上、電子メールで下記メールアドレスに回答してください。

回答先メールアドレス：noriko\_inoue2@pref.okayama.lg.jp

- ・不足等がない場合、メール本文のみでエクセル添付は必要ありません。
- ・メール及びファイルのタイトルは【県立学校名・市町村名】マスク調査としてください。

### 3 回答期限

令和 2 年 7 月 27 日（月）

#### 【本件問合せ先】

岡山県教育庁保健体育課

健康・安全教育班

指導主事（主幹）井上典子

TEL：086-226-7591



事務連絡  
令和2年7月16日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課  
各都道府県教育委員会専修学校主管課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
各地方公共団体の学校設置会社担当課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

各学校における布製マスク1人2枚の4月以降の受領について（最終確認依頼）

平素より国の健康教育・食育行政に対する格別のご協力等を賜り、まことにありがとうございます。

新しい生活様式を踏まえた学校生活再開支援の一環として国が進めてまいりました各学校（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校（1年～3年）、専修学校高等課程、各種学校の認可を受けている外国人学校）への布製マスクの配布事業につきましては、4月以降の各事務連絡でお知らせしております通り、学校を通じて全児童生徒と教職員（学校基本調査における本務者として計上されている教職員）に対し各人合計で2枚を配布するものとなっておりますが、配達状況報告や各学校からの追送要求状況に照らし、現状においては一部の学校を除き、各学校へ上記2枚相当分の使用可能マスクが概ね到着済みになっているものと承知しております。

7月末をもって本事業に係る配送やコールセンターを終了する予定になっておりますところ、マスクの配布漏れを防止する観点から、マスク配布の状況について最終的な確認を行う必要があると考えております。

つきましては、各学校設置者（国公立学校）、所轄庁（私立学校）におかれてはご多忙のところまことに恐縮ですが、4月以降からの各学校単位での総合計枚数として上記「全児童生徒と教職員（学校基本調査における本務者として計上されている教職員）に対し各人合計で2枚」分の使用可能マスク枚数が各学校に到着済みになっているかどうかについて最終確認のご協力を賜りますようお願いいたします。

所管の学校のうち「4月以降からの各学校単位での総合計枚数として上記「全児童生徒と教職員に対し各人合計で2枚」分の使用可能マスク枚数が各学校に到着」の状態にまだ到達していない学校がある場合には、その該当学校ごとに、別添のエクセルに必要な事項(学校名、今回の最終確認によって必要となる追加配布総枚数など)をご記入の上、下記までご返信をお願い申し上げます。

なお、今回のご返信につきましては(従来の個別校からの既存スキームに則ったご連絡とは異なり、)各学校設置者(国公立学校)・所轄庁(私立学校)からのご返信のみでお願いいたします。ただし、政令市を除く市町村の設置する学校につきましては、各都道府県教育委員会において域内の市町村立学校に関するおとりまとめをお願いいたします。

本連絡につき、都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校(高等課程を置く専修学校を含む。以下同じ。)及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、厚生労働省におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1 報告期限

令和2年7月28日(火) 17:00

### 2 報告方法

添付のエクセルに記入の上、以下のメールアドレスまでお願いいたします。

不足等が無い場合、メール返信のみでエクセルの添付は必要ありません。

メールアドレス：[masuku@mext.go.jp](mailto:masuku@mext.go.jp) (受信専用)

### 3 その他

各教育委員会・私立学校所管課等におかれまして、予備等のマスクが必要でしたら、追加での発送も可能ですので、希望枚数、送付先名等をエクセルに御記入くださいますようお願いいたします。

(本件担当)

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課保健管理係

電話：03-5253-4111(内線2976)

マスクの追加送付先リスト

都道府県・政令市・国立大学の担当部署名	〇〇〇
連絡先電話番号・担当者氏名	

No	郵便番号	送付先住所	送付先学校名	電話番号	必要枚数	備考
1						
2						
3						
4						
5						

○必要枚数は、「児童生徒数と教職員数（本務者）に一人2枚行き渡るのに必要な枚数 - これまでに受領している正常に使用できる枚数」を御記入ください。

○現在、追送リクエストをコールセンターや文科省メール等に出していただいている分については記入不要です。（改めてご記入いただいても結構ですが、その場合には必要枚数部分について、すでにご連絡いただいている追加枚数と齟齬がないようにご記入ください。）

注意事項 ○同一の学校であっても送付住所等が異なる場合には本校・分校等の区別を明記してご記入ください。

○私立学校等において、中学部・高校部などがある場合には、それらも区別してご記入ください。

○国・公立学校の設置者、私立学校の所轄庁におかれては、一度送付先リストをご確認いただいておりますが、所管の学校と一度ご確認いただいた送付先リストとに齟齬がないか（学校の漏れがないか否か）について今一度ご確認いただくようお願いいたします。（ご確認済みのリストに掲載されていない学校からマスク送付依頼連絡をいただいている例があります。）

マスクの追加送付先リスト（予備等追加配布希望）

都道府県・政令市・国立大学の担当部署名	〇〇〇
連絡先電話番号・担当者氏名	

No	郵便番号	送付先住所	送付先教育委員会・私学所管課等名	電話番号	必要枚数	備考
1						予備追加配布希望
2						予備追加配布希望
3						予備追加配布希望
4						予備追加配布希望
5						予備追加配布希望

○教育委員会等において、今後の予備等として布マスクの追加配布希望がある場合にも同様に住所、送付先名、必要枚数等を記入し、返信してください。